

岡山駅前広場への路面電車乗り入れ完成に伴う広報業務委託仕様書

1 業務名

岡山駅前広場への路面電車乗り入れ完成に伴う広報業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 事業目的

岡山市では今後の人口減少、高齢社会の進展を見据えると、公共交通の充実が喫緊の課題であり、多くの方々が利用する岡山駅は公共交通ネットワークの要であることから、交通結節機能の強化を図るとともに、回遊性の向上、ひいては都心の活性化を図ることを目的に、岡山駅前広場への路面電車乗り入れ整備事業を進めている。併せて、岡山市の玄関口である駅前広場の機能や魅力向上を図るため、後楽園に見立てた駅前広場整備を行っている。

本業務は、路面電車乗り入れの令和9年3月の完成及び運行開始を契機に、路面電車の利用拡大にむけての機運醸成を図ることを目的に広報計画を策定し、広く市民に事前プロモーションを実施する。

4 業務内容

(1) 広報計画の策定

- ・事前プロモーション全体の考え方及び、12月～3月にかけての展開イメージを整理する。事前プロモーションの具体的な内容と周知方法や工程等の計画書(案)を作成し、発注者に了承を得ること。

(2) 事前プロモーション

- ・路面電車乗り入れの令和9年3月の完成及び運行開始にむけ、令和8年12月より路面電車の利便性向上による利用拡大を目的としたプロモーションを実施する。

ア) キービジュアルの作成

路面電車乗り入れの認知向上及び期待感の醸成を図るためのキービジュアルを提案し、作成すること。

- ・路面電車乗り入れの魅力を効果的に伝えられるデザインとし、幅広い世代に訴求できる内容であること。
- ・2案以上を発注者に提示し、最終1案を仕上げることにする。
- ・キービジュアルはプロモーション全般で活用することを想定したものとする。
- ・キービジュアルの作成にあたっては、「キャッチフレーズ」、「イメージ画像(写真やイラスト等)」による構成を想定している。

イ) 動画作成

路面電車乗り入れに伴う利便性向上及び地域活性化等の効果をわかりやすく表現した広報動

画を制作すること。

- ・動画の制作本数は、1本を基本とする。
- ・動画の制作に先立ち、企画構成案を複数案提示することとし、視聴者の関心喚起や利用意向の醸成につながるよう構成を工夫すること。
- ・広報動画は、岡山市公式 Youtube チャンネルへの掲載や、完成式典での使用を想定しているため、それらの用途でも効果的に活用できるものとする。
- ・動画形式は広報媒体に応じて異なるため、横型および縦型の2パターンで編集すること。
(内容は同一でも可)
- ・動画の撮影には、事前に発注者が台本の確認を行い、受注者は適宜修正に応じること。
- ・動画の時間は、原則、1本あたり30～60秒程度(15秒の倍数)とする。
- ・動画編集にあたっては、音声ナレーションを入れ、整備内容や効果がわかりやすい動画とすること。
- ・字幕は全編にわたり表示することとし、ユニバーサルデザインに配慮し、テロップのフォントサイズは視認性の高いものを使用すること。これらは発注者と十分な協議及び完成前の確認(試写)を行うこと。
- ・受注者は、編集した動画をMP4形式で発注者へ提出すること。データの受け渡し方法は発注者と協議し決定する。
- ・キャストおよび出演者に係る費用は見込んでいない。ただし、受注者の負担によりキャストおよび出演者を起用することを妨げるものではない。
- ・撮影において施設の使用許可が必要な場合、許可取得の手続きは受注者が責任を持って実施すること。

ウ) ポスター・チラシ作成

路面電車乗り入れ運行開始日を周知でき、市民の期待感向上を図ることができる、ポスター及びチラシを作成すること。

- ・ポスターはB2版、縦型、片面カラー印刷、コート紙(光沢あり)、で作成すること。
- ・チラシはA4版、縦型、両面カラー印刷、コート紙(光沢あり)、で作成すること。
- ・ポスター、チラシの主な内容は、キービジュアルを基に作成することとし、運行開始日や整備効果などの事業概要を盛り込んで構成を考えること。
- ・ポスター・チラシのデザインについては、発注者との事前協議を経て複数案提示し、1案を作成すること。
- ・運行開始日の前後を問わず継続的に利用可能な内容とすること。
- ・画像データを利用して、岡山市が管理するデジタルサイネージ(縦1920mm×横1080mm、やバナーフラッグ(縦1500mm×横600mm))に掲載することも検討しているため、フォントサイズ等に注意し、発注者と協議の上、視認性の高いデザインとすること。なお、サイネージ広告用デザインに加工が必要な場合は対応すること。
- ・ポスター作成部数は30部、チラシ作成部数は1000部とし、岡山市役所に一括で納品すること。

- ・作成した画像データは、CD-R 等に格納して納品すること。(データ形式は別途協議とする)

エ) フラッグの作成及び掲出

路面電車乗り入れの完成及び運行開始の周知ならびに機運醸成のための、街頭フラッグを作成し、掲出すること。

- ・フラッグのデザインは、広報計画及びキービジュアルやポスターデザインとの統一感を確保したデザインを提案すること。
- ・フラッグの仕様は、生地：テトロンボン地、加工：上下棒袋縫製、印刷：両面印刷とする。
- ・掲出場所は桃太郎大通り及び市役所筋、掲出期間は令和 9 年 1 月から 3 月末までを予定している。(当該期間の掲出スケジュールは、発注者にて確保済み)
- 想定掲出箇所数：桃太郎大通り 26 か所 52 枚、市役所筋 22 か所 44 枚(別紙のとおり)
- ・フラッグの製作、設置、撤去、その他掲出に必要な手続き業務等を行うこと。
- ・該当部署へのフラッグ掲出用の金具借用申請書、道路管理者・警察への道路使用の申請を行うこと。
- ・掲示の期間中においては月 1 回以上の点検(期間中 4 回程度を想定)を実施し、必要に応じて掲示メンテナンスを行うこと。
- ・荒天時及び不可抗力等における臨時対応については、発注者と別途協議すること。

オ) 啓発物品の作成・配布

路面電車乗り入れの完成及び運行開始を広く周知し、市民の関心喚起を図るための啓発物品を作成し、配布すること。

- ・啓発物品は、ポケットティッシュ 3,000 個を想定している。
- ・啓発物品のデザインは、キービジュアルやポスターデザイン等と統一感のあるものとする。
- ・配布は、岡山駅周辺での街頭配布を想定しており、観光施設等多くの来訪者が見込まれる施設への配架も想定している。
- ・岡山駅周辺における街頭配布は、合計 2,400 個程度を想定しており、通勤時間帯(7:30～10:00)に 3 日間配布を基準とする。ただし、具体的な実施日程および配布数は、発注者との協議の上で決定するものとする。残りの 600 個は岡山市への納品分とする。
- ・なお、啓発物品については、ポケットティッシュを想定しているが、同等以上の効果が見込まれる代替啓発案の提案があった場合、発注者と協議の上、内容、仕様等を変更することができるものとする。

5 提出物及び期限

(1) 着手届、業務責任者届、完了通知書 各 1 部。その他本市の指示する図書。

(2) 事業計画書

本業務を円滑かつ効果的に遂行するため、事業計画書を作成し、提出すること。

6 成果品

成果品の取りまとめ方法については、岡山市と協議し、その指示に従うものとする。成果品は以下のとおりとする。

- ・ 報告書（A4 版）： 1 部
- ・ 電子データ（CD-R または DVD-R）： 1 枚
- ・ その他資料： 一式

成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、市に帰属するものとし、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、市の承諾を必要とする。また、映像・デザイン等のすべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、すべて岡山市に帰属するものとし、著作者人格権は行使しないものとする。

本業務での広報物の製作にあたっては、著作権に制限のない素材を使用し、委託業務終了後も岡山市が自由に利用・改変できるようにすること。

■電子データについて

- ・ 成果データは、元データ(Microsoft Word、Excel 等)とラスターデータ(PDF ファイル等)を提出すること。
- ・ 記録媒体は CD または DVD の使用を原則とするが、詳細は監督員と協議すること。
- ・ 提出する記録ファイルについては、納品前に以下の通りウイルスチェックを行うこと。(格納された全てのファイルについて実施) 市場性のある（シェアの高い）ソフトにより、かつ、最新のウイルスチェックデータに基づいて（チェック前に最新データを取り込んだ後）ウイルスチェックを行い、安全性を確実に確保すること。

7 その他

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたり、発注者と連絡を密にして作業を進め、疑義が生じた場合には受注者は協議の上その指示に従うこと。
- (2) 受注者は、本業務の遂行にあたり、知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。また、発注者が提供する資料等を第三者に提供し、もしくは目的外に使用してはならない。
- (3) 受注者は、業務管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知する。
- (4) 本業務の遂行にあたり、発生した一切のトラブルについては、受注者の費用と責任で解決することとし、発注者に何らかの負担、損害を被らせないこと。
- (5) 本業務に当たり使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受注者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受注者は、その一切の責任を負うこと。
- (6) 各種作業を行うに当たっては、安全管理、事故防止に努めること。また、通行の支障にならないよう、会場及びその周辺に注意すること
- (7) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し、承認を得ること。再委託範囲は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受注者の責任において解決すること。

(8)本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

8 担当課

岡山市都市整備局都市交通部交通政策課

岡山市北区大供一丁目1番1号

TEL (086) 803-1374